

議案第 19 号

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

平成 31 年 3 月 4 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。